

高知くらしの護身術

263

開運商法

不安につけこむ勧誘注意

(2012年10月16日掲載原稿)

最近、消費生活センターには、開運プレスレットなどを通信販売をきっかけに、次々と商品の購入を持ち掛けられたり、祈祷(きとう)料等を請求されたという相談が増えていますので、ご注意ください。

全国の消費生活センターに寄せられている開運商法に関する相談件数は年々増加傾向にあり、2011年度は2010年度と比べて2倍以上に増加しています。

勧誘する手口は以下の通りです。

- ① 雑誌広告などを見て、「願いが叶(かな)う」無料の開運プレスレットや数珠をハガキや電話で申し込む。
- ② 開運プレスレットや数珠が届く。
- ③ 商品に同封されていた手紙に「使い方を説明するので電話をかけてください」と書いてあり、指示に従う。
- ④ 電話で話しているうちに、業者に悩みを打ち明ける。
- ⑤ 業者から「あなたには自殺する運氣がある」「霊がついている」「除霊や祈祷をしなければ不幸に見舞われる」などと言われ、運氣を改善するためにと新たな祈祷サービスや商品を勧誘される。

冷静に考えるとプレスレットや数珠を購入し、祈祷や除霊したからといって開運や願いごとが叶うことはありません。

不意打ちのように電話で勧誘されてもすぐに契約せず、購入する気がなければきっぱりと断りましょう。

断ってもしつこく勧誘されたり不安をあおられたりしたら消費生活センターに相談しましょう。勧誘時に恐怖を感じるようなことがあれば、警察にも相談しましょう。

人の悩みや不安、不幸につけこむ悪質な商法から身を守りましょう。